

[02_01]九州大学大型計算機センター広報 : 2(1)

<https://doi.org/10.15017/4843902>

出版情報 : 九州大学大型計算機センター広報. 2 (1), pp.1-56, 1969-02-26. 九州大学大型計算機センター
バージョン :
権利関係 :



大型計算機センター運用会議報告

この会議は同じ性格を持った複数の全国共同利用の大型計算機センター間の諸問題を討議するため、学術会議、情報科学小委員会の議にもとづき開催されるものであり、東京大学大型計算機センターにその事務局をおき、定期的にまた必要に応じて会議を開催することになっています。

これに基づき東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学、および九州大学の大型計算機センター関係者によって43年5月14日第1回会議が開催され、現在第5回の会議を44年1月14日大阪大学大型計算機センターにおいて、開催されましたので第1回より現在までの議題および討議内容を要約し、ご報告いたします。

I 第一回会議

期日 昭和43年5月14日

場所 東京大学大型計算機センター

1 共同利用の基本方針について

- (1) 利用者は原則として各大型計算機センターとも共通に使用できる。
- (2) 利用に関しては東大センター利用組織であった地区協、連絡所を通じて行なう。
- (3) 利用手続はなるべく統一する。
- (4) 利用資格についての具体的な運用については連絡会議において検討していく。

2 通信運搬および共同利用旅費について

- (1) 各大型計算機センター間のカード等の運搬については東大センターを除き現在地区協の仕事になっているが、その費用をセンターが負担することには疑問があるが、地区協の現状ではやむをえない。
- (2) 運搬費は送出側の片道負担とする。但しアンバランスのおこることが予想される。
- (3) 利用者旅費については利用先のセンターで負担するのが妥当であるが(1)~(3)とも今後の問題として更に検討する。

3 計算機の利用負担金について

- (1) 同一能力・同一負担金になるように東大の線にそって実施する。
- (2) 負担金は使用CPU時間で定めるが、その他の項目についても各センターで歩調をあわせる。

4 共同利用手続について

- (1) 地区協、連絡所は現在の組織を利用する。
- (2) 利用の資格、課題の審査等は地区協で行ない、課題の承認はセンターで行なう。
- (3) 利用申請の様式はなるべく統一し、利用者および地区協で混乱が生じないよう配慮する。

5 計算機処理方式の諸問題 について

- (1) IDカードは利用者がつけるようにする。
- (2) コントロールカード、申請書等各センターにおいて色別し、各センターの名称を表示することが望ましい。

6 カード穿孔機のコードおよびゲージについて

- (1) コードについては適当な文字を入れて読み分ける方法を取り、一般的にはELコードをデッキ単位で使用できるようにする。
- (2) ゲージについては各センター共現在東大で配布したものに統一して使うようにする。

II 第二回会議

期日 昭和43年8月21日

場所 東京大学大型計算機センター

1 大型計算機センターと地区協議会との関係について

- (1) 地区協は利用者の組織体であるという主旨を尊重する。
- (2) 共同利用のための業務は、各大学の大型計算機センターが負担するが、大型計算機センターと地区協との業務の分担については、両者協議の上利用者に迷惑のかからないような措置をとる。
- (3) 大型計算機のまだ設置されていない地区については原則として従来通りとする。
- (4) 前項(2)、(3)に関連して、地区協に業務を委託するときは、経済的負担は関係の大型計算機センターが負う。
- (5) 大型計算機センター間、地区協間の輸送業務ならびにその費用の負担についてはさらに具体的に検討する。

2 利用規程、利用負担金規程、負担金の算定について

「大型計算機センター利用規程」と負担金徴収を前提とした利用負担金規程を別に定めることは、文部省令第9号10条との関係もあるので東大の現規程に準じて各大学がそれぞれ文部省と協議する。

3 利用の諸様式について

各大型計算機センターから研究課題登録申請書等の案について説明があり、各センターともシステムその他の関係で若干の相違はあるが、原則的には東大のものに準ずることとする。

4 センター要員について

各大型計算機センターとも要員については、当初予定の 3/3 又は 3/3 (東大)の定員であり定員法の関係上採用ができず、従って非常勤職員を採用充当する方法が考えられるが、これが財源問題について定員関係と併せて各大学共同調して文部省に要求することとし、更に検討する。

5 44年度概算要求について

今後共通の問題とし、通信運搬費および旅費については検討を要するという事で意見が統一した。

6 課題番号の申請様式について

各センター共システムその他の事情により若干の相違はあるが、料金精算の場合等において不都合が生じないよう各センター間で更に検討する。

7 指導員講習会について

- (1) 各地区から1～2名のプログラム指導員を集めてそのセンターのシステムの説明会を行なう必要がある。
- (2) プログラム指導員講習会は主たるセンターで合同で行なった方がより効果的である。

III 第三回会議

期日 昭和43年10月18日

場所 東京大学大型計算機センター

1 大型計算機センターと地区協議会の関係について

- (1) 第2回運用会議において地区協における経済的な負担は、大型計算機センターが負うことを前提に業務の分担については、双方協議の上、措置することで一応の基本方針は確認されたが、この取扱いについては、各センターは当該地区協に対して協力方を要請する。
- (2) 現在東京大学大型計算機センターに登録されている連絡所一覧について、相違脱漏の有無を調査の上、東大センターにおいてまとめ、新連絡所一覧を作成し、各センターおよび地区協に送付すること。又、今後連絡所を新設する場合は、申請書の写しを各センターに送付する。
- (3) カード等の輸送については、各地区協間の輸送費片道負担については、各センター間のアンバランス等種々問題があるので更に検討する。
- (4) 名古屋大学の穿孔機2台の借料については、本年度中は東大センターが負担し、来年度(44年度)は東大センターと京大センターで各々1台ずつ負担する。

2 TSS用端局設置に伴う諸問題について

東北大、京大、阪大、九大の各センターから端局の設置基準等についてそれぞれに説明があった。

各センターとも端末機器設置数等についてはハードウェア等の関係で必然的にきまるものと思われるので、明確に制限しない。

3 指導員および講習会について

センター付指導員の委嘱についてはセンター長が行なう。センター以外の指導員については、種々問題があるので更に検討する。

4 その他

カードの色分けについて東大センターとしては、緑と赤がユーザのデスク中に混存しない限り、他に制限がないことがのべられた。

IV 第四回会議

期日 昭和43年11月29日

場所 京都大学大型計算機センター

1 プログラム指導員に関する諸問題について（前回より継続）

- (1) 指導員に関する責任体制を明確にすることが望ましい。
- (2) 大学院学生を指導員にすることに問題がある。
- (3) 指導員講習会受講者の責任

上記(1)～(3)等の問題があるので各センターとも次回までに指導員の性格および制度等に関する事項について、それぞれ具体案を作成して更に、検討することになった。

2 カード等の運搬に関する諸問題

大型計算機センターが複数になったことに伴いセンター間にジョブを交互に輸送が行なわれるため、各センター（地区協）の輸送費の負担にアンバランスが起こることが考えられるので、種々意見があったが各センターとも事務的に検討した上で、次回原案を提出することになった。

3 大型計算機関係の情報連絡について

大型計算機センターより各地区協宛の情報連絡はすべて各大型計算機センターにも連絡することになった。

4 ライブラリの開発について

現在東大センターで行なわれているプログラムライブラリ開発については、1センターで行なうには過重負担となるため今後各センターとも協力すること。又、現在までの開発済みのもの等の情報を各センターに連絡し、協力体制をつくることに意見が一致した。

V 第五回会議

期日 昭和44年1月14日

場所 大阪大学大型計算機センター

1 センターと地区協議会との関係について（第3地区協議会からの要望について）

- (1) 運用会議の決定事項は、東京大学大型計算機センターを通じ、その都度地区協へ連絡する。
- (2) 指導員制度については、各センター間で義務、特典等に問題があるのでこれについてさらに検討する。
- (3) 地区協議会での作業量の負担問題については、地区協議会より具体的提案を得てさらに検討

する。

- (4) 地区協、連絡所への情報通については地区的性格のセンターはその地区のみとし、東大センターおよび、京大センターは全センター地区協に広報する。
- 2 計算機稼働時間（いわゆる時間外稼働）について
 - (1) 現在では各センターの状況が不明である。
 - (2) 各センターで同一歩調とすること。
 - (3) 45年度概算要求までに話合う。
 - 3 指導員講習会等出席旅費支給の基準について
 - (1) 支給基準を統一すべきである。
 - (2) 各センターの運営によるが支給については減額しないよう取計る。
 - 4 カード運搬経費の負担方法について
 - (1) 昭和43年度は往復負担とする。
 - (2) その後については、地区協運営費から調整する。